

*J*Forest

香川東部森林組合



木田郡三木町の津婦呂木神社のムクノ木

発行／香川県さぬき市寒川町石田東甲1708番地2

TEL 0879(43)0588

FAX 0879(43)0558

暑中お見舞申し上げます



香川東部森林組合
代表理事組合長
有馬 督治

大変厳しい暑さが続いています。組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げますとともに、日頃は組合運営に絶大なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度の通常総代会を去る5月30日(土)午後1時30分からさぬき市寒川町農村環境改善センターで開催し、事業報告並びに事業計画など9議案を上程し慎重な審議の結果、上程致しました議案はすべてご承認頂きましたことをご報告申し上げます。

平成26年度の事業につきましては、事業計画に基づき役職員・整備員が一丸となり事業を実施して参りました。森林整備の植栽、下刈、間伐、作業道開設、治山事業、利用事業の公園管理事業、松くい虫の防除事業、四電工の伐採、一般保全事業等により総収益は4億7千3百万円と昨年度対比111%と昨年度を上回る収入をあげました。しかし、損益は森林整備、受託事業における地拵えの労務費等が高張り、税引き前当期純利益は273万円と計画は上回りましたが利益率の悪い実績となりました。また、今年度も出資配当1%を実施し、平成22年度から平成25年度の出資配当金と合わせて今年度お支払いたします。

昨年11月20日に作業現場において重大な死亡災害事故が発生しました。遺族との労災補償などについて和解が成立しましたので、臨時総代会を平成27年7月16日(木)に開催し、遺族への労災補償の承認を頂きましたので合せてご報告申し上げます。今後このような事故が起こらないよう役職員、整備員が安全作業に取り組んで参ります。

森林林業を取り巻く状況は、一段と厳しい状況が続いており長期にわたる木材価格の低迷による森林所有者の意欲の低下、高齢化、過疎化により放置森林が増加しています。一方森林のもつ環境面での役割が取り上げられ国土の保全、水源の涵養生物の多様化の保持、地球温暖化防止といった公的機能が注目されています。平成29年には、満濃池森林公園にて第41回全国育樹祭が開催されることが決定され県内の林業の励みにもつながり森林を守り育てる一つの契機になると考えます。当組合においても、計画的な事業の実施、高性能林業機械による低コスト林業を行い組合員の山を守り地元の山を大切に頑張っていきます。本年度事業においても厳しい状況が予想されますが、目標・計画達成に向け取り組んで参りますのでご指導ご協力の程お願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方のご健勝とご多幸をお祈り申し上げご挨拶と致します。



平成27年3月購入のブラシチッパー



平成27年3月購入の植織機

平成27年度通常総代会開催

開催日時 平成27年5月30日(木)PM1:30～

場所 さぬき市寒川町農村環境改善センター

総定数200名、総代現在数198名(出席総代数 116名、書面議決書 31名、合計147名、出席率 74.2%)
議長 大川地区総代 豊田 賢明氏

総代会提出議案

第1号議案

平成26年度事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案承認について

第2号議案

平成27年度事業計画設定について

第3号議案

平成27年度事業資金借入最高限度額の決定について

第4号議案

一組合員に対する貸付金の最高限度額及び貸付金利率の決定について

第5号議案

債務保証の最高限度額の決定について

第6号議案

余裕金の預入先金融機関の決定について

第7号議案

造林補助金取扱手数料及び受託手数料の決定について

第8号議案

役員報酬額承認について

第9号議案

香川東部森林組合定款・規程の一部改正について

※平成27年度通常総代会提出議案は原案のとおり承認されました。

総代会の様子



平成26年度決算状況

平成26年度 財産状況

(単位:円)

(単位:円)

資産の部		
1	流動資産	403,790,376
2	有形固定資産	73,640,088
3	無形固定資産	74,984
4	外部出資金	25,535,000
5	その他資産	5,398,010
6	繰延資産	1,269,365
	資産合計	509,707,823

負債の部		
1	流動負債	110,021,587
2	固定負債	19,931,472
	負債合計	129,953,059
純資産の部		
1	出資金	184,062,000
2	剰余金	195,692,764
	純資産合計	379,754,764
	負債及び純資産合計	509,707,823

平成26年度 事業の収支

(単位:円)

事業区分	収入金額	支出金額	損益	
1 指導部門	12,482,000	4,508,104	7,973,896	
2 販売部門	3,268,242	2,615,128	653,114	
3 森林整備部門				
	① 森林整備	201,321,921	173,416,718	27,905,203
	② 利用	170,321,304	115,516,861	54,804,443
	③ 福利厚生	86,923		86,923
	④ 購買	31,895,486	28,607,021	3,288,465
⑤ 金融			0	
合計	419,375,876	324,663,832	94,712,044	

平成26年度 損益計算書

(単位:円)

科目	小計	合計
1	事業総収益	419,375,876
	事業総費用	324,663,832
	事業総利益	94,712,044
2	事業管理費	93,817,923
	事業利益	894,121
3	事業外損益	2,608,443
	経常利益	3,502,564
4	特別損益	- 770,028
	税引前当期純利益	2,732,536
5	法人税及び住民税	- 610,000
6	当期剰余金	2,122,536



平成26年度 剰余金処分

(単位:円)

摘 要	積 算 内 訳	内 訳	小 計	合 計
I 当期未処分剰余金				
1 前期繰越金			912,269	
2 当期剰余金			2,122,536	
II 任意積立金取崩額			0	0
計				3,034,805
III 剰余金処分額				
1 法定準備金	当期剰余金の1/5以上		425,000	
2 出資配当金	出資額の1%		1,840,620	
3 任意積立金 (1)損失補填積立金				
計				2,265,620
IV 次期繰越剰余金				769,185



(注)・次期繰越剰余金の内500,000円は教育情報資金である。
 ・お預かりしている出資配当金(平成22年から平成25年度分)と平成26年度分の出資配当金を一括して平成27年度に支払います。

組合員の方に次のようなことがありましたらお知らせください。

- ・山林を売却し、所有山林面積が0.1ha未満になったとき。
(組合員の資格が無くなりますので脱退の手続きをお願いします。)
- ・組合員が亡くなられた時は、相続人の代表者に名義変更の手続きをお願いします。
(死亡と同時に組合員の資格が無くなり、出資金、配当金の支払ができなくなる場合があります。)
- ・組合員の住所が変わった時は必ず組合に連絡をお願いします。

平成26年度も出資配当を行っています。

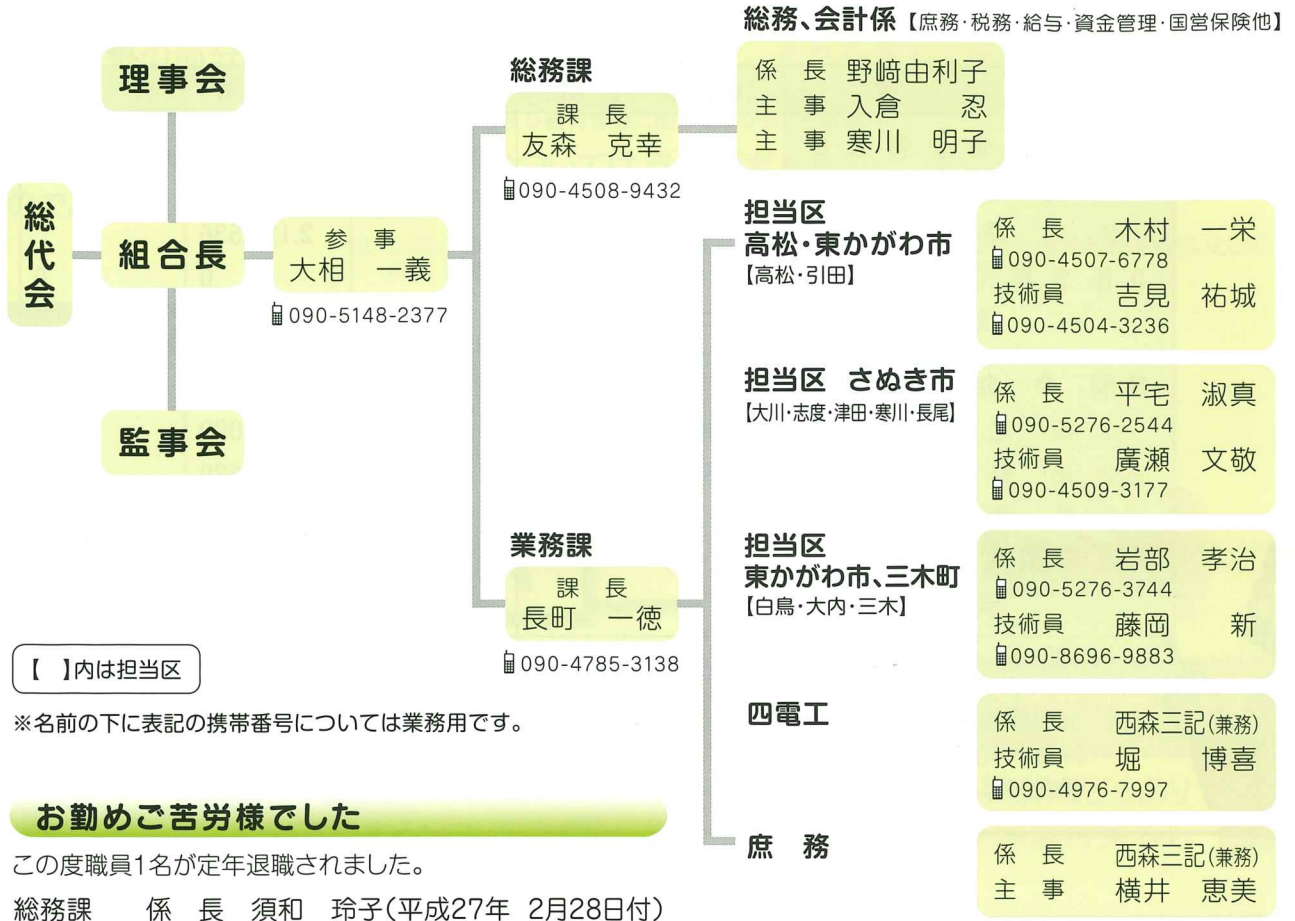
- ・配当金のお支払について
平成26年度の出資配当金と平成22年度から平成25年度で一時お預かりした出資配当金を今年度一括してお支払します。

※何かご質問等がありましたら組合までご連絡ください。



人事異動

平成27年7月1日付で職員の人事異動がありましたので、お知らせします。



お勤めご苦労様でした

この度職員1名が定年退職されました。

総務課 係長 須和 玲子(平成27年 2月28日付)

新人紹介



業務課
堀 博喜

四電工支障木巡視伐採業務の担当の堀です。古事記の序文がもとになった「稽古照今」という四字熟語があり「古(いにしえ)を稽(かんが)えて今に照らす」先人の技、知恵を学び今に生かす。林業も武道、芸事と同じく「稽古照今」が大事だと思います。先輩、上司から学び吸収することにより早く組合員さんのお役にたてるよう精進していきますのでよろしくお願いいたします。



業務課
廣瀬 文敬

さぬき市地区担当の廣瀬です。今年の3月末まで、森林整備員として作業を行っていました。現場で培った経験を生かし頑張っていきますのでよろしくお願いいたします。植林して、手入れしていない山はありますか。一度植林した山は最後まで人が手入れしてあげる必要があります。補助金等の制度もありますので、お気軽にご相談ください。



業務課
藤岡 新

今年の4月から組合に入り、東かがわ市地区担当の藤岡です。前職では、住宅関係の営業をしていました。仕事内容は違いますが組合員さんの山の状況を把握し、要望を理解して最適な提案ができるようになっていきますのでよろしくお願いいたします。植林、間伐や庭木の伐採、草刈などいろいろ行っていますのでお気軽にご相談ください。



総務課
寒川 明子

平成27年4月より組合に入りました寒川です。総務課で経理を担当しています。初めて林業の仕事に携わりわからないことが多々ありますが、森林、山の保護・再生等に貢献できるよう精一杯行いますので、よろしくお願いいたします。

林家のための森林経営計画ガイド

平成26年4月版

森林経営計画は、「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業及び保護についてたてる5年間の計画です。

森林経営計画には、

- ① 林班または隣接する複数林班の面積の2分の1以上の面積規模を要件とする「林班計画」
- ② 市町村長が定める一定の区域内で30ha以上の面積規模を要件とする「区域計画」
- ③ 自ら所有している森林の面積が100ha以上であることを要件とする「属人計画」

の3種類があります。このガイドは、主に自ら森林の経営を行う林家の方が森林経営計画をたてる時のポイントを分かりやすくまとめたものです。

森林経営計画は「健全な山づくり」と「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

「森林経営計画制度」は、一体となった森林で間伐などの施業等を計画するもので、資源として充実してきた森林を効率的に整備し、まとめて木材を供給していくことをねらいとしています。

計画をたてると、間伐等の造林補助金の支援を受けることができ、森林経営計画は「健全な山づくり」、「手出しが少ない山の手入れ」の第一歩です。

平成26年4月からは、制度改正により「区域計画」が追加され、意欲ある様々な林家の皆さんが、より現場の実態に即した形で計画をたてられるようになりました。



林家の方が森林経営計画をたてる方法は様々あり、自分で選ぶことができます。

パターン1 林家の方が個人で100ha以上の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 所有森林のすべてを対象にした計画をたてることができます。(属人計画)
- ※ 他の森林所有者から委託を受けた森林も計画の対象となります。

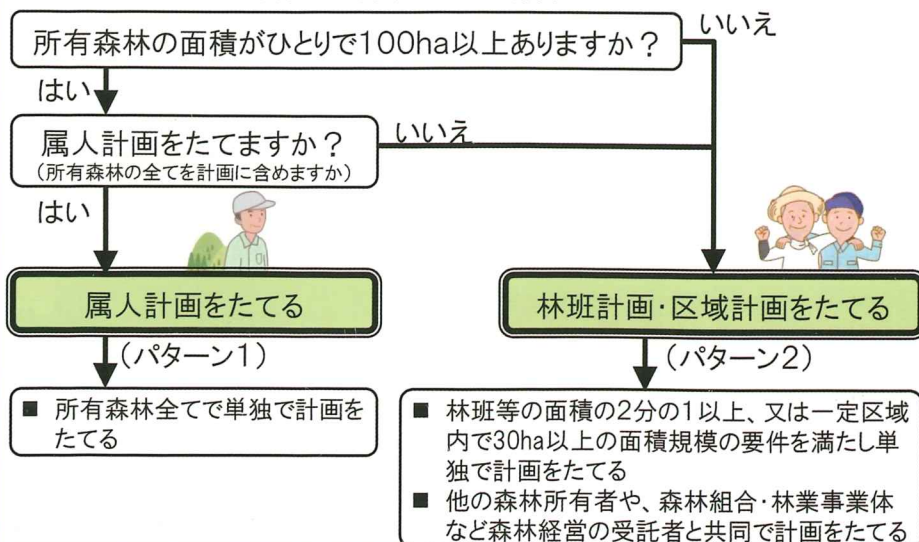
パターン2 100ha未満の森林を所有している場合(自分で計画をたてる場合)

- ・ 「林班等の面積の2分の1以上」、又は「区域内で30ha以上」の面積を所有又は受託している場合は、単独で計画をたてることができます。
- ※ 林班内又は区域内の所有・受託森林の全てを計画対象とする必要があります
- ・ 所有森林等が上記に足りない場合は、他の森林所有者や森林経営の受託者(森林組合や林業事業体など)と共同(連名)で、森林を面的にまとめて計画をたてるすることができます。
- ※ 森林経営計画の作成者は、同一林班内の他者から共同による計画作成の申出があった場合は、これに協力する必要があります。

パターン3 所有森林の経営を他に任せる場合(自分で計画をたてない場合)

- ・ 森林組合や林業事業体などに森林の経営を委託し、森林を面的にまとめて計画をたててもらうことができます。
- ※ 森林の経営の委託は森林の施業及び保護の委託であり、木材の販売など財産の処分に関わることの委任は必須ではありません。

自分で計画をたてる場合



自分で計画をたてない場合

(森林組合や林業事業体などに森林の経営を任せる場合)



Q1 他者と共同で森林経営計画をたてると自由に森林経営が行えないのでは？

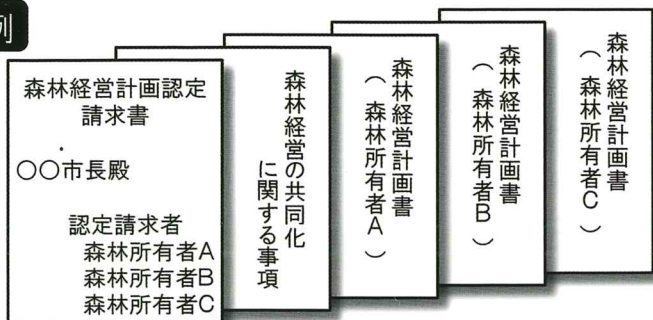
共同で計画をたてる場合、計画書の「森林経営の共同化に関する事項」のみを共同で作成し、それ以外の部分については森林所有者ごとに作成し、それを束ねて申請することもできます。

※「森林経営の共同化に関する事項」には、共同して行う森林の経営の長期の方針、森林作業道等の施設の設置及び維持管理に関する事項などを記載します。

また、その内容は自らの所有森林については自分が定めるので、適切な施業と認められるものであれば、自由に森林経営を行うことが可能です。

※ただし、森林経営計画は、面的なまとまりのもと効率的な森林整備を実現することをねらいとしていますので、路網の整備や林内作業などで共同作成者間の協力に努めましょう。

共同計画の作成例



Q2 自分で森林経営計画の書類を作成することが難しいのですが、どうすれば良いでしょうか？

計画の作成事務のみを委託により代行してくれる森林組合や林業事業体などもありますし、計画作成を支援するソフトを作成し、林家の方に配布している都道府県もありますので、下記までお問い合わせ下さい。



Q3 間伐等の造林補助金をもらうためには、森林組合などの林業事業体と森林経営委託契約を結ばなければならないのですか？

間伐等の造林補助金は、「森林経営計画の認定を受けた者」が受けることができます。また、森林経営計画をたてる方法は、前ページのとおり林家の方が選べます。

このため、林家の方が森林経営計画の認定を受けていれば、林家の方が直接、補助金を申請し、受領することができます。また、補助金の申請・受領事務を森林組合や林業事業体などに委任することもできます。

間伐等の造林補助金(森林環境保全直接支援事業)の支援対象作業

- | | | |
|------------------------------|-----------------|-----------------|
| ① 人工造林、樹下植栽等 | ⑧ 間伐(60年生以下) | ⑪ 付帯施設等整備 |
| ② 下刈り(10年生以下) | ⑨ 更新伐(90年生以下) | (①~⑨の作業と一体的に実施) |
| ③ 枝打ち(30年生以下) | ● 育成複層林の造成及び育成 | ● 鳥獣害防止施設等 |
| ④ 雪起こし(25年生以下) | ● 広葉樹林化の促進 | ● 林内作業場等 |
| ⑤ 倒木起こし(25年生以下) | ● 天然林の改善 | ● 林床保全 |
| ⑥ 除伐(25年生以下) | ⑩ 森林作業道の開設及び改良 | ● 荒廃竹林 |
| ⑦ 保育間伐(35年生以下又は平均胸高直径18cm未満) | (①~⑨の作業と一体的に実施) | |

※林齢等は上記と異なる制限がある場合があります。
※この他、事業規模等の補助要件があります。



「森林経営計画制度」に関するお問い合わせ、ご相談は

まずは、都道府県庁又はその出先機関等の林業普及指導員・森林総合監理士(フォレスター)や、市町村の林務担当職員、森林組合などの林業事業体に所属する森林施業プランナーにご相談ください。



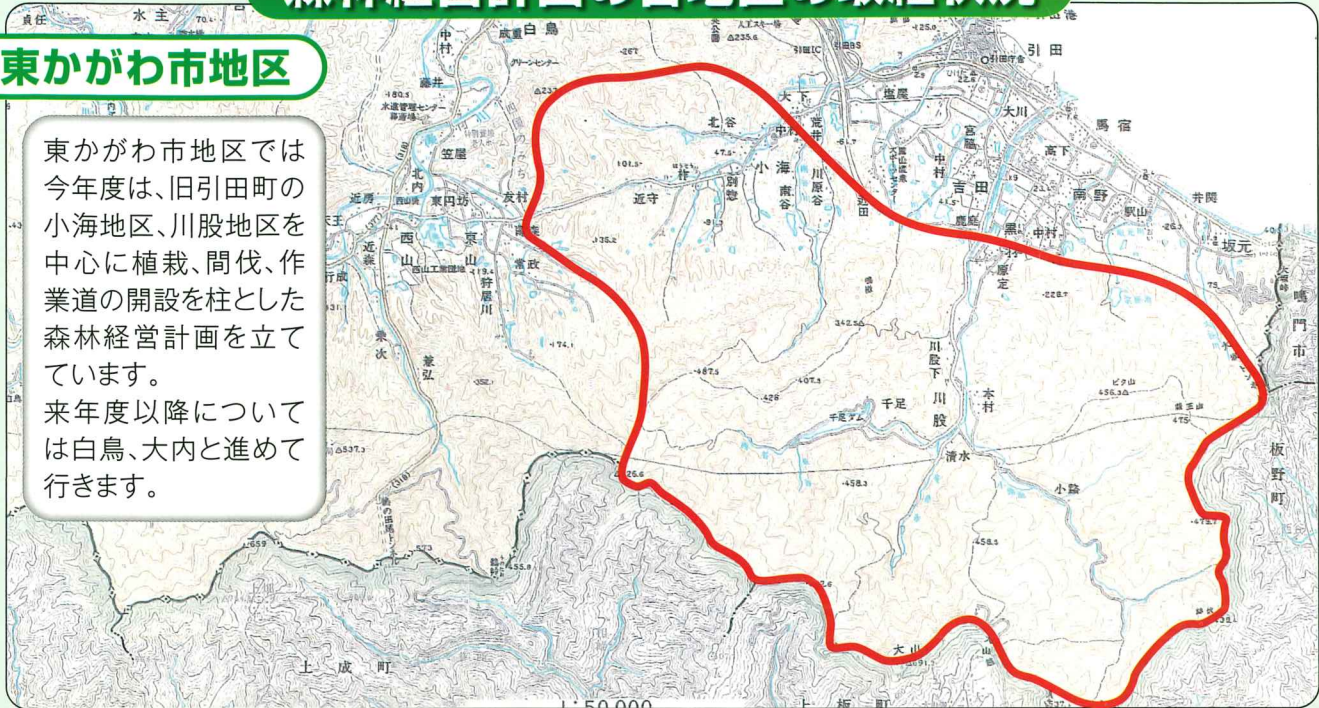
作成：林野庁 森林整備部 計画課 森林計画指導班 電話03-6744-2300

お問い合わせ先 ————— 香川東部森林組合 TEL (0879) 43-0588

森林経営計画の各地区の取組状況

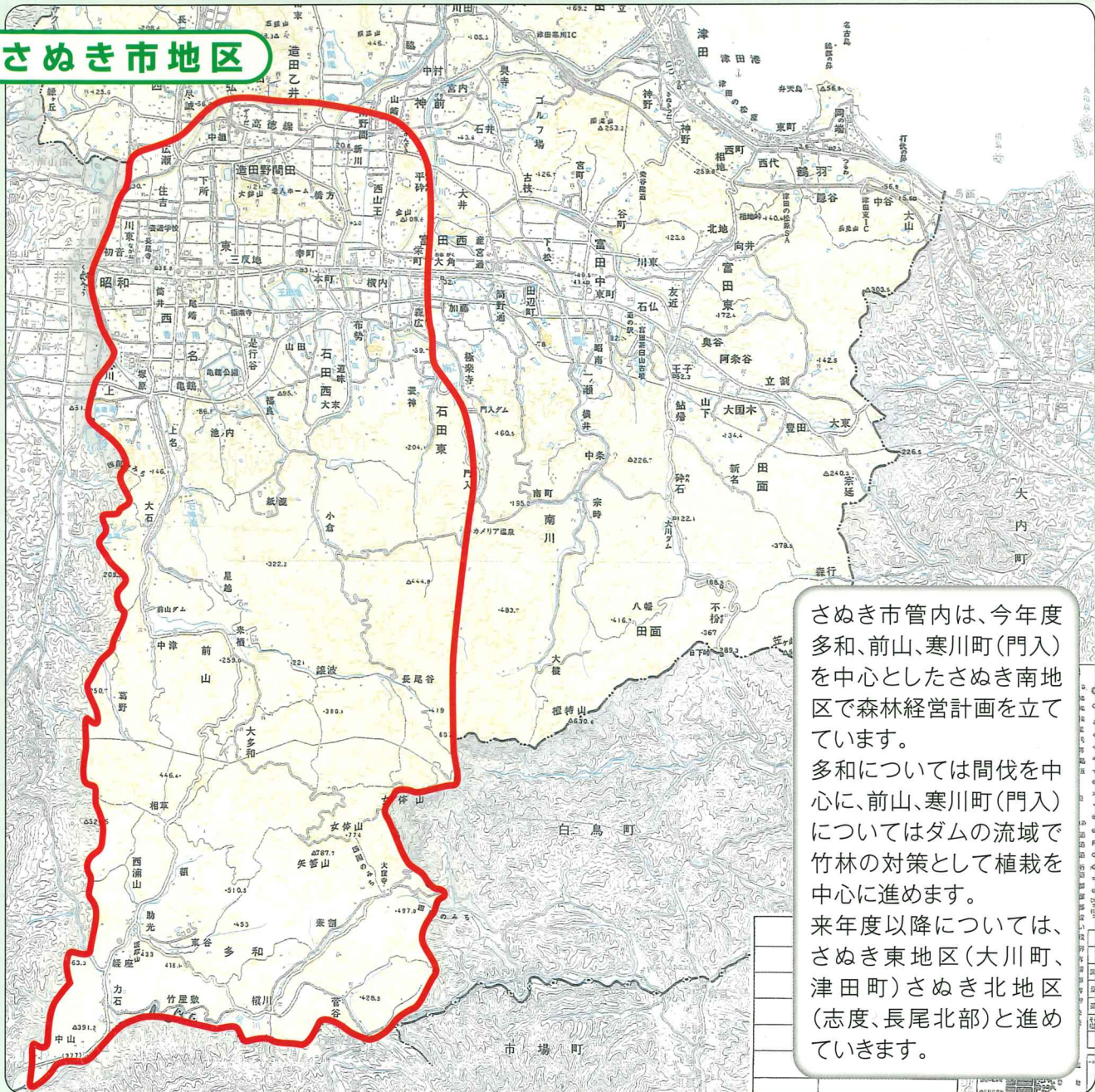
東かがわ市地区

東かがわ市地区では今年度は、旧引田町の小海地区、川股地区を中心に植栽、間伐、作業道の開設を柱とした森林経営計画を立てています。来年度以降については白鳥、大内と進めていきます。



さぬき市地区

さぬき市管内は、今年度多和、前山、寒川町(門入)を中心としたさぬき南地区で森林経営計画を立てています。多和については間伐を中心に、前山、寒川町(門入)についてはダム流域で竹林の対策として植栽を中心に進めます。来年度以降については、さぬき東地区(大川町、津田町)さぬき北地区(志度、長尾北部)と進めていきます。



森林経営計画の各地区の取組状況

三木町地区

三木町管内では、南部の小蓑地区、奥山地区を主にした森林経営計画を立てています。

小蓑地区では、小川下池の流域で現在多くの植林を行っており植栽を中心にした計画で進めています。

奥山地区については、津柳地域に以前植林したヒノキが多くあり間伐を中心にした計画を進めています。



高松市地区

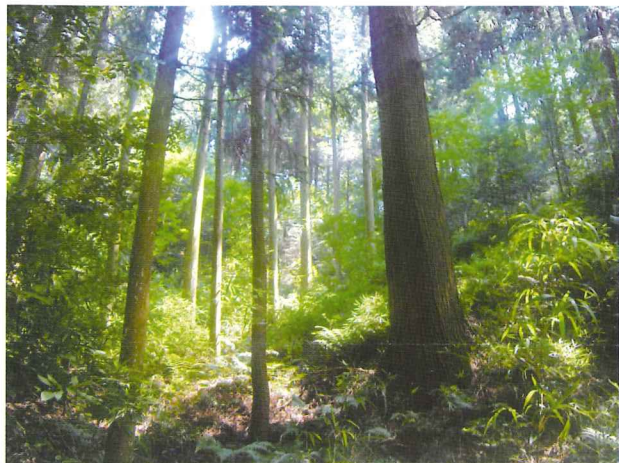


高松管内では、今年度は菅沢、東・西植田町を中心とし森林経営計画を立てています。

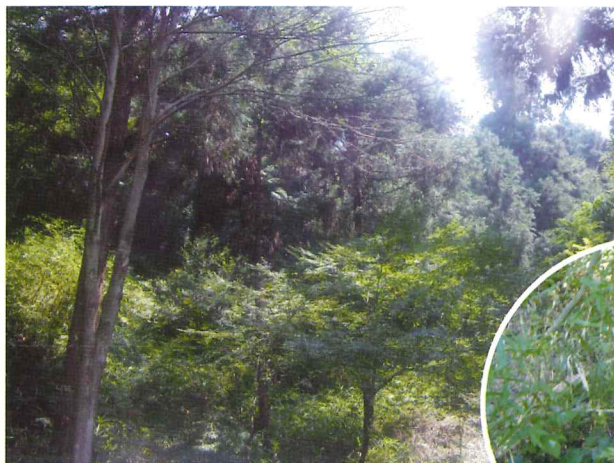
作業道を開設し搬出間伐、植栽、枝打ち、除間伐等の保育施業の計画で進めています。

以降は、牟礼、庵治、五色台方面と進めていきます。

組合員のお山紹介



さぬき市大川町田面の山林



田中政晴さんが林業を始めたのは昭和52年8月から先代の跡を継ぎ、最初の8年は教師として教壇に立ちつつ林業に従事し40年になる。84歳になった今も現役で年間150日は、自分の山林で間伐、枝打ちなどの施業や山の現況を見て回っている。見回りをよくすることによって、間伐などの施業適期もわかり、なにより木の成長を見ているのが楽しみ。



そんな田中林家では、林業を行う上でまずどんな山を作るか目標を立てている。今回訪れた山は、文化財を未来につなぐ森として200年先を見据えた山づくりをしており、他の山についても100年先を見据えた山づくりをしている。森づくり林づくりの指針として、自然の植生を考えた健康で美しい森を作る。自然に種が落ちて育っている若木を簡単に刈ってしまわないで大切に育てている。ひのき、すぎなどの針葉樹ばかりでなく、サクラ、山栗山柿などの広葉樹もあった方が楽しい。高蓄積、高密度路網、高収益はなかなか難しいので高品質の3高を目指していると笑いながら話してくれた。高品質を目指すには、

まず植える苗木が大事で先代の時から苗木にはこだわりこの山に植えてある若いひのきも真っ直ぐすと伸びるのが特徴の、上高2号という品種であり独自に契約栽培により育てた苗木を植えている。高品質材を出すには、間伐で残った木、切った木を傷つけないようにするのはもちろんの事市場へ出す時に木を運ぶのにも気を使うことが大事。

最後にこれからの課題について聞くと後継者の問題かなあ。山の仕事は何代にもわたってする仕事であり将来(子、孫、ひ孫など)に残す先を見通した山作りが大事、そうすればおのずと高く売れる良い木ができる。

取材日は、特に暑い日であったにもかかわらず快く取材に応じてくださった。山に入ると、ひのき、すぎの他けやきなどの広葉樹も植えられていて、時折涼しい風が入る手入れの行き届いた山であった。



250年生のすぎの下で
田中政晴さん



森林は、いつも危険と隣り合わせ

森林保険 に入りませんか

傷ついた森林のお手当しっかりサポートします。

近年の異常気象の傾向とあいまって大きな森林被害の危険性が高まっています。火災や自然災害のリスクから森林を守る保険が、森林保険です。森林所有者の方が整備した森林はもちろん、企業や団体の森林づくり活動で整備した森林についてもご契約いただけます。

- 樹種、林齢に制限はありません。(天然林、竹林は除く)
- 1年単位で、ご希望の年数に加入できます。
- 8つの自然災害が対象

火災

風害

水害

干害

雪害

凍害

潮害

噴火災

災害が起きてから「入っておけばよかった」では遅すぎます。安心できる明日のために、是非ご加入ください。

※お申込は森林組合でお受けしていますのでお気軽に、ご相談ください。



林業豆知識のコーナー

斧についてる三本・四本の線は何？



斧の三本、四本の線は信仰的な意味があり三本、四本の線は樵(きこり)の作業を見守る山の神様への信仰の産物である。

三本の線は「ミキ」で「神酒」を表す。(御神酒[オミキ]のこと)

反対の四本の線は「ヨキ」で「四気」(又は「四大」を表す。)四気とは、太陽・土・水・空気……木を育てる気のこと。四大は地水火風の事。斧を”よき”と呼ぶのもこのことに由来する。

伐採する前に斧を樹にたてかけて、山の神様が与えてくれた樹木(他の生き物も含めた命)を世話させていただくことへの感謝と伐採の許可、作業の安全を願っていた。また、大木が倒れてきても「身=3」を「よける=4ける」、という縁起担ぎ・言葉遊びの意味もあると言われている。

(島根県立農林大学 林業科 ミニ知識より抜粋)